

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2006-176031(P2006-176031A)

【公開日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-026

【出願番号】特願2004-372612(P2004-372612)

【国際特許分類】

B 6 0 G 21/04 (2006.01)

A 0 1 C 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 G 21/04

A 0 1 C 11/02 3 3 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月19日(2007.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左側の前輪および後輪を回転可能に支持する左側サイドフレームと、

右側の前輪および後輪を回転可能に支持する右側サイドフレームと、

前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームの回動を許容した状態で、これらに支持されるメインフレームと、

前記左側サイドフレームと前記右側サイドフレームとを左右方向において連結すると共に、その左右方向の中間部が前記メインフレームに接続されたトーションビームと、を備え、

前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームは、左右方向において一致する仮想回転中心の回りを回動するように構成され、且つ前記トーションビームによって当該両サイドフレームの回動位置が逆位相になるように構成されている四輪車両の接地機構。

【請求項2】

前記トーションビームは、左右の各端部がピンを介して前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームに回動可能に接続され、且つ左右方向の中間部がピンを介して前記メインフレームに回動可能に接続され、

前記3つのピンの軸線は、前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームの非回動位置において同一平面内にあり、

前記同一平面は、前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームの各仮想回転中心を結ぶ線に交差する請求項1に記載の四輪車両の接地機構。

【請求項3】

前記メインフレームを前記左側サイドフレームおよび前記右側サイドフレームに支持させる支持機構を、更に備えた請求項1または2に記載の四輪車両の接地機構。

【請求項4】

前記トーションビームは、断面略コ字状に形成され且つその略コ字状の開口側が四輪車両の外側下方に向いている請求項1ないし3のいずれか一項に記載の四輪車両の接地機構。

【請求項5】

請求項 1 ないし 4 のいずれか一項に記載の四輪車両の接地機構を備えた四輪車両。

【請求項 6】

前後左右の四つの脚体を接地させる四足の接地機構であって、

ベースと、

前記ベースを支持する左側ユニットおよび右側ユニットと、

前記左側ユニットと前記右側ユニットとを左右方向において連結すると共に、その左右方向の中間部が前記ベースに接続されたトーションビームと、を備え、

前記左側ユニットは、左側の前後の脚体を有し、ユニット全体として前記ベースに対して回動を許容された状態で当該ベースを支持しており、

前記右側ユニットは、右側の前後の脚体を有し、ユニット全体として前記ベースに対して回動を許容された状態で当該ベースを支持しており、

前記左側ユニットおよび前記右側ユニットは、左右方向において一致する仮想回転中心の回りを回動するように構成され、且つ前記トーションビームによって当該両ユニットの回動位置が逆位相になるように構成されている四足の接地機構。

【請求項 7】

前記トーションビームは、左右の各端部がピンを介して前記左側ユニットおよび前記右側ユニットに回動可能に接続され、且つ左右方向の中間部がピンを介して前記ベースに回動可能に接続され、

前記 3 つのピンの軸線は、前記左側ユニットおよび前記右側ユニットの非回動位置において同一平面内にあり、

前記同一平面は、前記左側ユニットおよび前記右側ユニットの各仮想回転中心を結ぶ線上に交差する請求項 6 に記載の四足の接地機構。

【請求項 8】

前記ベースを前記左側ユニットおよび前記右側ユニットに支持させる支持機構を、更に備えた請求項 6 または 7 に記載の四足の接地機構。

【請求項 9】

請求項 6 ないし 8 のいずれか一項に記載の四足の接地機構を備えた構造体。